

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 2 月 4 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年2月4日（木曜日）
午後 2時00分 開会 午後 3時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	猪 原 陽 輔 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
委 員	齊 藤 克 己 議員	議 長	吉 田 武 司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

事務検査について
その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、事務検査についてとして、今までの書類の検閲、執行部への質疑を行ってもなお解明できていない事項について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、会議時間についてですが、効率的な委員会運営を行うため、午後4時を目途に行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、事務検査についてとして、今までの書類の検閲、執行部への質疑を経てもなお解明できていない事項についてを議題とします。

まず、解明できていない事項について、2月10日水曜日、当委員会に市長、副市長に出席いただき、説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、正副市長に対する質問事項についての協議を行います。

先日、各委員から御提出いただいた質問事項をまとめたものをお手元に配付してあります。今後の報告書作成を視野に入れ、項目1から6に分けさせていただきました。この項目ごとに協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、まずは1、詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預り現金管理の問題についてを協議いたします。

お手元の資料を見て、何か意見がありましたら、それについていただければと思います。

御意見等ある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 1-1から1-3まで、現金が見つかったロッカーはどこにあったのかということで、現金が主語になっていますが、この現金というのは、生活保護受給者の現金の横領・窃盗と理解するのですが、この現金はその件に係る現金でいいのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 金井委員のおっしゃるとおりで、まず最初にロッカーから見つかったあの現金のことを指しておりますので、その旨分かるように修正したいと思います。

○待鳥美光副委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 それから、1－9も現金が主語ですが、これも生活保護受給者のお金の話ですか。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そうですね、500万円でしたっけ、その金額の件ですね。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 1－1から1－3の3つの質問についてですが、これは市長に聞くというよりは、担当に聞くような内容だと思われれます。例えば、現金が見つかったロッカーはどこにあったのかというのは、市長が認知している問題というよりは、担当に聞くべきことなのではないかなと思うのですが、1－1から1－3までについて、その点はどう思われるのか、ちょっと確認させてください。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 これにつきましては、当初、現金が見つかったというお話がずっとあった中で、実際に生の事実として何があったのかというところを解明したいという趣旨で、それを市長が把握していると思いますので、そこについての確認をするという趣旨で、これは記載をしております。

○待鳥美光副委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 ということは、例えば1－1とかの場合は、どのような報告を受けたのかというような、そういう観点の質問ですかね。例えば1－1とかであったら。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 それについては、ちょっと分かりにくいと思うので、そうしたら、現金が見つかったときにその場にいたのかという確認をまず最初にしたほうがいいですね。

○待鳥美光副委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 そうしますと、今おっしゃられたことに見合った質問内容に変更したほうがいいのかと思います。もう一度1－1から1－3に関しては御検討いただいたほうがいいのかとは個人的に思いましたので、委員長に御検討いただければと思います。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 ちょっと質問が唐突でしたので、今御指摘いただいたように、質問の趣旨が分かるように修正したいと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、2番の公益通報についてに移りたいと思います。

お手元の資料で、網かけがしてあることについては、内容が多少重複していると思われるところでもあります。ですので、その辺も含めて、どのようにまとめたらよいかとか、その辺の御意見をいただければと思います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 2-1の質問ですが、既にこれまでの調査で回答があったかのように思えるのですが、改めて市長と副市長にどういうこととお伺いしたいのかという点を確認させていただきたいと思います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 もちろん、今までの説明員の中で説明はあったんですけども、12月4日、5日という形で公益通報した中で、どちらの、内容というのを、4日、5日という内容をちょっと説明員から聞いていなかったのもので、その部分をお聞きしたいと思って出しました。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 この聞き方だと、そこまでニュアンスが伝わらないと思いますので、もうちょっと明確にポイントを押さえて質問されたほうがいいのかと思います。よろしくお願ひします。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 では、そのように、きちんと明確に出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○安保友博委員長 2-3と2-4は整理できるかなと思うのですが、この辺、もし出された方から直接あれば。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 2-3と4については、内容的には重複する分があるので、2-3を優先していただいて、それで十分かと思います。

ただ、1点だけ、その下の段のこれを付け加えていただくと、ありませんかというふうに思います。

○安保友博委員長 では、2-4を削除して、2-3の最後のところに元職員をというところですね。

松永委員。

○松永靖恵委員 2-5も一緒にしていただいて大丈夫です。

○安保友博委員長 2-5をどのように修正しますか。

松永委員。

○松永靖恵委員 2-3の、先ほど富澤委員がおっしゃったような形で一緒に、却下というか、

不受理と言葉は違うんですけども、一緒のような意味なので。

○安保友博委員長 2-5も削除でいいですか。

松永委員。

○松永靖恵委員 はい。

○安保友博委員長 続いて、2-6と2-7、2-8、2-9です。

まず、2-7の部分は、2-6をベースにして修正していきたいと思いますが、その意図と経緯のところ、2-7の理由はというところでカバーできますかね。もしできなければ。

それと、2-8の部分については、なぜ電話をしたのか、そこで何を話したのかというところで、2-6に付け足すとすると、意図と経緯の前に、その電話で何を話したのかというところを一つ挿入していただければと思います。

それから、2-9は、この間の経緯というところですけども、この間の経緯はどこ部分を指しているのか。

猪原委員、お願いします。

○猪原陽輔委員 市長の指示を受けて、職員が警察に通報しに行ったところから、副市長が電話にて、戻ってくるように指示をされたというところまでの間を指しているつもりで書きました。

○安保友博委員長 市役所の中で何が起きたかということですかね。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 はい、そのとおりです。

○安保友博委員長 2-6の意図と経緯という、この経緯というのは同じですかね。同じものを指すのかどうなのか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 同じことかなと思うのですが、なぜ電話をしたのか、その意図。それから、行かせてから電話をかけた、その間の経緯というふうに2-9で書いていますけれども、同じかなと思うのですが。

○安保友博委員長 では、同じということで、2-7の理由の部分が2-6の意図と経緯で足りるかどうか、これはいかがですか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 要するに、呼び戻した理由、内容が問題であって、それがその後の何か調査に影響しているのかなという感じがするので、意図と経緯は分かるんだけど、その電話した中身が分かるかという感じがします。

○安保友博委員長 そうすると、2-8の何を話したのかというところで、具体的に何を話したのかというところを足せばいいですかね。

富澤委員。

○富澤勝広委員 そのほうがいいと思います。

1点確認です。今の質問事項の中には提出者の名前が入っているんですけども、重複している人を集約した場合には、一緒に出すときは提出者の名前は削除ですか。どういう扱いをするのでしょうか。その辺だけ確認したいのですが。

○**安保友博委員長** そこは確認したいのですが、これまでも執行部に質問を出すときに、提出者の部分は削除して出しておりましたので、同じようにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

それでは、整理します。

2-6から9までについてですが、2-7、8、9を盛り込むために、2-6の3行目、副市長から電話があったとの証言があるの後に、具体的に何を話したのかを追加し、その意図と、それから、その後に電話をすることとなった経緯を伺うという形でまとめて、2-7、8、9は削除でよろしいでしょうか。

熊谷委員。

○**熊谷二郎委員** 6と9を一緒にして、7と8は6と9の経緯と意図ですから、その中身は何だったのかという意味で、2-7、8を一緒にして、2項目にしたら明確になるのではないかなと思うのですが。2-6と9、それから、2-7と8が一緒。

○**安保友博委員長** 2-6と9が一緒で、7と8を一緒にする。2項目にするということですね。それでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

それでは、2の部分については、これでまとまったと思います。よろしいですかね。

〔「はい」という声あり〕

では、続きまして、3番、パワーハラスメントに移ります。

こちらについても、3-1から3-3まで3つの部分、まずお願いします。

まず、3-1の元職員に対しパワハラで注意をしているということですが、これは誰が注意しているという趣旨でしょうか。

猪原委員。

○**猪原陽輔委員** 市長が元職員に対して、何回注意したかという質問です。

○**安保友博委員長** そうすると、3-2の部分が、推察というか、考えというんですかね、事実ではなくて、捉えた側の考えが盛り込まれているので、ここを整理すると、3-1から3までがうまくまとまると思いますが、この辺いかがですか。

金井委員。

○**金井伸夫委員** 3-2で注意した回数は質問しているので、3-1に対しては、ここで包含できるかと思います。

3-3は3-2と別の聞き方をしているので、これは残していいかなと。

だから、3-1と3-2を一つにして、あと3-3を残せたらいいかなと。

○安保友博委員長 今、3-1と2を合わせるということでしたけれども、3-2のどこを残しますか。

金井委員。

○金井伸夫委員 3-2の一番下から2行目、市長が元職員に注意したパワハラの内容は、また注意した回数とは、注意した回数もここで聞いている。

だから、3-1は要らないのではないか。

○安保友博委員長 要するに、注意したパワハラの内容と回数でいいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 注意した回数です。

○安保友博委員長 あと、時期を盛り込んで、3-1と2を合わせるということによろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

○安保友博委員長 3-3は、別の項目として分けておいたままでよろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 3-3は、3-2と3-3では、お互いにちょっとニュアンスが違っていると思います。聞きたいことは多分同じだと思いますが、聞き方が違うので、3-3を残しておけば、別の角度で、また違った答弁があるかもしれないという気はします。

○安保友博委員長 分かりました。

そうすると、3-1と3-2を合わせたもので一つ、それから、3-3はまた別立てとして、合計2つの質問にするということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、次に、3-7から9です。

まず、私が出した3-8については、3-7の前段と同じなので、3-8は削除させていただきます。

3-9が、パワハラについて、いつ頃から市長は把握されていらっしまったのかということ、この部分はいかがですか、3-7との関係で。

松永委員。

○松永靖恵委員 今回の事件が発覚してから、パワハラということ、正式に取り寄せた資料とかで分かったのですが、実はもしかして、こういう事件が起きる前からあったのではないかということをお聞きしたいと思って、質問を出しました。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 市長が注意しているわけだから、もうその段階からパワハラはあったわけでしょう、事件が発覚する前から。

いつ頃からということになると、これはまた別かもしれない。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 2時36分 休憩)
再開します。(午後 2時46分 再開)

松永委員。

○松永靖恵委員 3-9の部分を削除していただいて、3-10の質問の中に、認識があったかという回答がいただけた中で、いつ頃からですかという質問をさせていただきたいと思います。

○安保友博委員長 では、そのようにしたいと思います。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 ちょっとニュアンスは違いますが、3-11、12、13は同じような形なのでしょうか。

パワハラの被害を受けた職員を異動させて、元職員は異動しなかった。パワハラの原因を改善することができなかったというような趣旨で聞いているのではないかと思います。こちら辺は一つにまとめなくていいのでしょうか。

○安保友博委員長 この点いかがでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 3-10の、20人の訴えが出る前までとあるんだけど、20人の訴えが出たのはいつ頃の話でしたっけ。これは、警察の捜査が入ってからの話でしたっけ。

○安保友博委員長 平成30年1月。事件発覚の1年前です。

その意味でいえば、3-11で1回目の質問をして、12、13、14は2回目でもいいかなという気もしますけれども。

〔「どう受け止めて、どう対応したかということで、それをもうちょっと具体的に聞き直すのは12、13、14にする」という声あり〕

○安保友博委員長 そうですね。

3-11を今回の質問として取り上げ、12、13、14は2回目、再質問でしていただく、内容によって。それでよろしいですか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 今、1回目を11で聞いて、12、13、14は2回目で聞くというお話ですがけれども、1回目で同じように聞いても、同じなのかなという感じがします、2回目、3回目に聞かなくても。その辺はどうなのでしょう。あまり項目が多いと駄目ということですかね。

○安保友博委員長 まとめて聞いてしまうと、同じ答弁が連続してくるというおそれもあるかなというところですがけれども。

休憩します。(午後 2時52分 休憩)

再開します。(午後 2時59分 再開)

それでは、3-11を質問として取り上げまして、3-12、13、14の3つに関しては、その答弁に応じて、再質問ですかどうかということで対処したいと思います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 細かい文言のところなのですが、3-15のところの最初に「また」と書いてあるのは、ちょっとどこにかかっているか分からないので、要らないと思います。恐らく、前の同じ質問からの、質問を受けてのものだと思いますが。

○安保友博委員長 そうですね。分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

次に進みます。

4、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 4-6、該当名の会社名が出ているので、A事業者にしてください。

○安保友博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

では、続きまして、5、定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業について、いかがでしょうか。

休憩します。（午後 3時03分 休憩）

再開します。（午後 3時04分 再開）

猪原委員。

○猪原陽輔委員 5-2の熊谷委員の出された質問内容で、全て含まれていると思うのですが、1点だけ、市長が担当から、起案文書についてどのような説明を受けたのかというところだけ付け足していただければ、私としては、この質問でお願いしたいと思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時04分 休憩）

再開します。（午後 3時06分 再開）

5-3についてはいかがでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 5-3ですが、内容的に一緒であるということで、5-1に入れていただけるようお願いいたします。

また、5-4については、納品をされていないものを支払った件について、どうお考えなのかという文章に直していただければと思います。

○安保友博委員長 では、そのようにしたいと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 5-3で検査日と出ているんだけど、検査日も同日だということですが、5-2でいうと、検査日は何月何日かというのは分かりますか。

〔「削除」という声あり〕

削除。いや、せっかく検査日というのが出ているんだから、検査日があるのであれば、ちょ

っと付け加えたほうがいいのではないか。

○安保友博委員長 検査印ですよね。

金井委員。

○金井伸夫委員 検査印。検査日が全て同日でと書いてある。

○安保友博委員長 検査印に検査日が書いてあるということで、それが同日だということだと思ふのですが。

金井委員。

○金井伸夫委員 それも入れたほうがいいのではないか。5-2が残るわけでしょう。5-2に、今度はそれを加えたらどうかな。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 3時07分 休憩)

再開します。(午後 3時13分 再開)

今回、5-1、5-2、5-3についてまとめるんですけれども、5-2をベースに、資料に基づいて日付等、委員長のほうで精査して質問をまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

では、そのようにしたいと思います。

続きまして、6、その他について。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 6-1ですけれども、これは具体的な、誰が何に基づいてという観点等は、3-16の富澤委員の質問の中に要綱としては明記はされているんですね。ただ、ここの趣旨が、実態的に元職員に対して、誰がどのように評価をしてきたのかということころなので、もし3-16でその答えが出てきたら、さっきの答弁で分かりましたということですから、質問としてはこのまま置いておいてよろしいですか。

○安保友博委員長 いかがですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 再質問という形でいいのですか。

○安保友博委員長 いえ、一度出す分に関しては、載せるか載せないかということです。

金井委員。

○金井伸夫委員 載せるのはいいんだけど、実際に質問するときは、3-16の富澤委員の質問の後、再質問という形で質問するということですか、今、副委員長がおっしゃった。

○安保友博委員長 いや、そうではなくて、1回目にまとめて質問して、まとめて答弁をもらうので、あくまで1回目の質問ということです。

金井委員。

○金井伸夫委員 分かりました。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 待鳥委員のその他6-1は、このまま載せてもらったほうがいいと思います。というのは、人事評価ですから、まず出てこないという想定で質問いたしました。

要は、パワハラがあったのを見て見ぬふりをした場合の評価をどのようにしたのかというのが興味がありましたので、多分この命題は出てこないのではないかと想定です。

○安保友博委員長 それでは、そのまま残すということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのようにいたします。

休憩します。（午後 3時19分 休憩）

再開します。（午後 3時21分 再開）

松永委員。

○松永靖恵委員 6-6ですが、6-5と6-8で同じようなことを聞いていただいているので、6-6は削除していただいて大丈夫です。

○安保友博委員長 では、6-6は削除ということで。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 6-7のところで、第三者委員会とこの特別委員会の関係を、どのように考えておられるのか質問されておりますけれども、恐らく質問した際には、それぞれの委員会の内容を話して終わるのではないかなと思いますので、どういったところを質問したいのか明確にされたほうが、多分、質問の意図と違う回答が返ってくるような気がしたんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時22分 休憩）

再開します。（午後 3時30分 再開）

それでは、6-8の質問に根拠を示すというところで、第三者委員会や裁判手続を理由にの後に、地方自治法第98条第1項の事務検査権を付与された特別委員会に対し、答弁を拒んだり、資料を出さなかったりするのはなぜかという形に修正をし、6-7で聞く第三者委員会と特別委員会との関係は、その答弁を待って、2回目で聞くかどうか判断をすることにしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、以上で1から6まで全て意見が出ましたので、文言の精査と、あと、時系列に並べて聞いたほうが分かりやすいと思いますので、その辺の整理については委員長に一任願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それから、今回、この質問事項については、事前に市長に通告をするということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それから、10日、実際に市長、副市長をお呼びして質問する際ですが、今回、1回目の質問は、事前に通告をしてありますので、まとめて質問したいと思います。この質問の仕方について、御意見ありましたらお願いします。誰がするかとか、そういうことです。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 先ほど、提出者については記載しないというなお話がありましたので、一括して委員長なりで質問していただくという意図なのではないでしょうか。

○安保友博委員長 富澤啓二議員。

○富澤啓二委員 アメリカの公聴会を見ても、委員長が進行していますので、それに準拠したほうがよろしいのではないかと思います。

○安保友博委員長 あと、今のお話を踏まえたと、一括して委員長がやるか、もしくは、副委員長に案文の朗読なんていうことも慣例としてありますので、1回目の質問は副委員長にさせていただくということも一つの案かなと思いますが、その点いかがでしょうか。

〔「お任せします」という声あり〕

分かりました。では、正副委員長でこれを決定したいと思います。

次に、その他として、次回の日程についてです。次回の日程は、2月10日水曜日、午後2時から第11回調査特別委員会を開催し、要求資料に対する質疑として、正副市長に質疑を行います。

その後、事務検査についてとして、正副市長への質疑を踏まえ、今後について協議をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。日程調整のほど、よろしく願います。

本日の案件は以上になります。

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 今日資料として配られている、委員長の特別委員会でさらに調査が必要な事項、これについては、何か協議等、いつするとかありますか。

○安保友博委員長 この資料につきましては、具体的には10日の正副市長への質疑終了後、今後の方針を話すときに、今まで出てきた疑問点だとか問題点とか、そういうことについて整理する材料として考えていましたので、皆様も、このようにまとめてくる必要はありませんが、そのときに意見を出していただけるように、準備だけしていただければと思っております。

○安保友博委員長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 3時35分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博